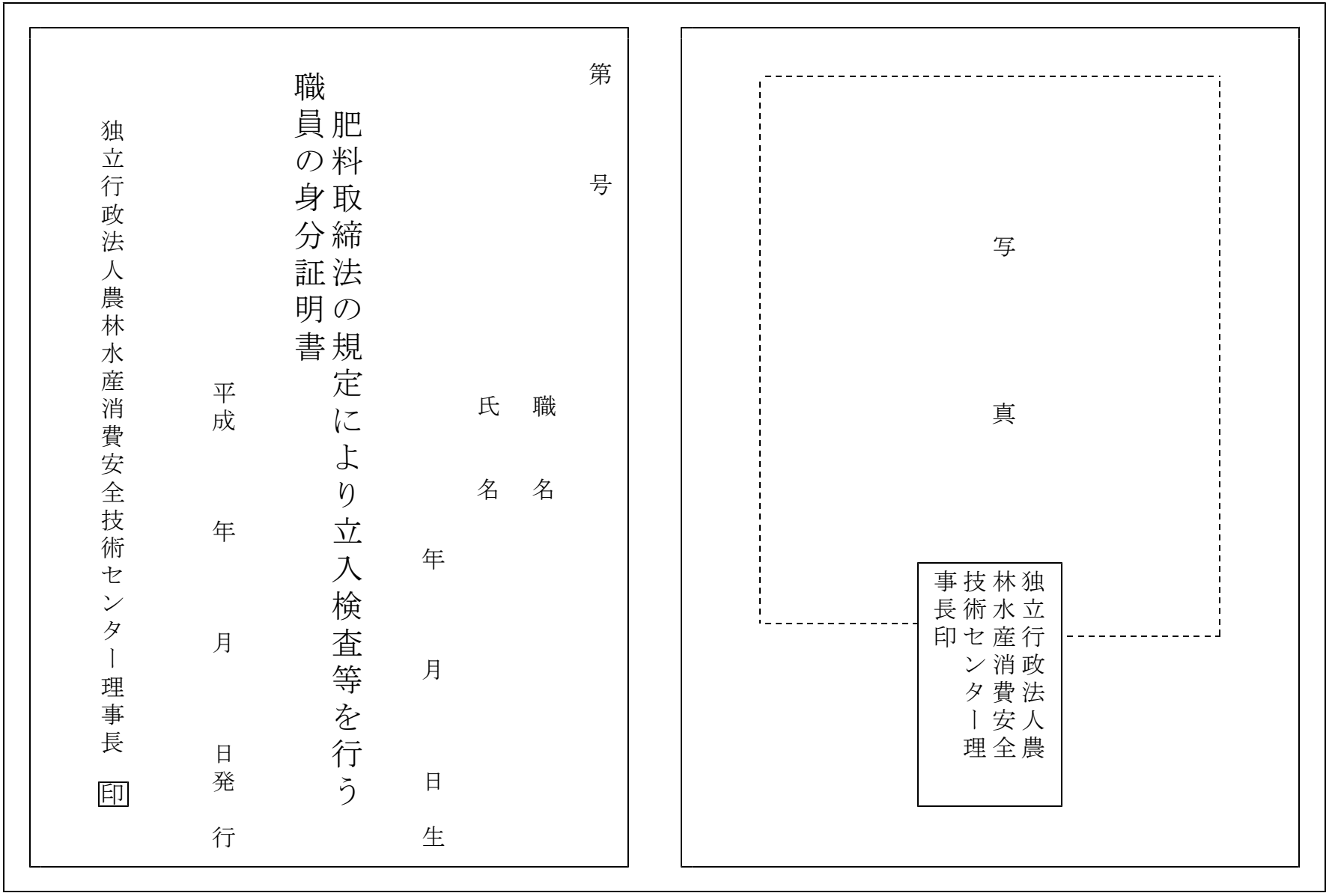
様式第十六号の二（日本工業規格Ａ６）（第二十六条関係）

（表面）



（裏面）

第三（立入検査等）

十条　農林水産大臣又は都道府県知事は、肥料の取締り上必要があると認めるときは、その職員に、生産業者若しくは輸入業者、肥料の運送業者、肥料を保管する倉庫、肥料を使用する場所その他肥料に関係のある場所に立ち入り、肥料、肥料の原料若しくは肥料の品質に関係のある帳簿書類その他必要な物件を検査し、又は試験用に必要な最小量の肥料を集取させることができる。

2　農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センタ―に、国内管理人の事務所その他その業務に関係がある場所に立ち入り、関係者に質問させることができる。

3　農林水産大臣は、第一項の規定により立入検査をする職員に、第三十条第一項若しくは第二項の規定に違反する事実があると認めるとき、又は第三十条第一項若しくは第二項の規定に違反する事実があるかどうかを確認するため必要があると認めるときは、肥料の取締り上必要な最小限度において、肥料を集取させることができる。

4　前三項の規定により立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5・6　（略）

7　第三十条第一項又は第二項の規定に違反した場合における第一項の規定による立入検査等については、前条第五項及び第六項の規定は第一項の規定による収去について、それぞれ準用する。

第四（立入検査等）

十三条　農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、肥料の製造業者、輸入業者、販売業者、肥料を使用する者、肥料の運送業者、肥料を保管する倉庫業者又は肥料の原料若しくは肥料の品質に関係のある者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、工場、事業場、倉庫、船舶、車両その他肥料、肥料の原料若しくは肥料の品質に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは肥料、肥料の原料若しくは肥料の品質に関係のある者に質問させ、又は試験用に必要な最小量の肥料を集取させることができる。

2　農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センタ―に、国内管理人の事務所その他その業務に関係がある場所に立ち入り、関係者に質問させることができる。

3　農林水産大臣は、第一項の規定により立入検査をする職員に、第三十条第一項若しくは第二項の規定に違反する事実があると認めるとき、又は第三十条第一項若しくは第二項の規定に違反する事実があるかどうかを確認するため必要があると認めるときは、肥料の取締り上必要な最小限度において、肥料を集取させることができる。

4　前三項の規定により立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5・6　（略）

7　第三十条第一項又は第二項の規定に違反した場合における第一項の規定による立入検査等については、前条第五項及び第六項の規定は第一項の規定による収去について、それぞれ準用する。

第五（立入検査等）

十四条　農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、肥料の製造業者、輸入業者、販売業者、肥料を使用する者、肥料の運送業者、肥料を保管する倉庫業者又は肥料の原料若しくは肥料の品質に関係のある者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、工場、事業場、倉庫、船舶、車両その他肥料、肥料の原料若しくは肥料の品質に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは肥料、肥料の原料若しくは肥料の品質に関係のある者に質問させ、又は試験用に必要な最小量の肥料を集取させることができる。

2　農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センタ―に、国内管理人の事務所その他その業務に関係がある場所に立ち入り、関係者に質問させることができる。

3　農林水産大臣は、第一項の規定により立入検査をする職員に、第三十条第一項若しくは第二項の規定に違反する事実があると認めるとき、又は第三十条第一項若しくは第二項の規定に違反する事実があるかどうかを確認するため必要があると認めるときは、肥料の取締り上必要な最小限度において、肥料を集取させることができる。

4　前三項の規定により立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5・6　（略）

7　第三十条第一項又は第二項の規定に違反した場合における第一項の規定による立入検査等については、前条第五項及び第六項の規定は第一項の規定による収去について、それぞれ準用する。

第六（立入検査等）

十五条　農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、肥料の製造業者、輸入業者、販売業者、肥料を使用する者、肥料の運送業者、肥料を保管する倉庫業者又は肥料の原料若しくは肥料の品質に関係のある者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、工場、事業場、倉庫、船舶、車両その他肥料、肥料の原料若しくは肥料の品質に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは肥料、肥料の原料若しくは肥料の品質に関係のある者に質問させ、又は試験用に必要な最小量の肥料を集取させることができる。

2　農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センタ―に、国内管理人の事務所その他その業務に関係がある場所に立ち入り、関係者に質問させることができる。

3　農林水産大臣は、第一項の規定により立入検査をする職員に、第三十条第一項若しくは第二項の規定に違反する事実があると認めるとき、又は第三十条第一項若しくは第二項の規定に違反する事実があるかどうかを確認するため必要があると認めるときは、肥料の取締り上必要な最小限度において、肥料を集取させることができる。

4　前三項の規定により立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5・6　（略）

7　第三十条第一項又は第二項の規定に違反した場合における第一項の規定による立入検査等については、前条第五項及び第六項の規定は第一項の規定による収去について、それぞれ準用する。

第七（立入検査等）

十六条　農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、肥料の製造業者、輸入業者、販売業者、肥料を使用する者、肥料の運送業者、肥料を保管する倉庫業者又は肥料の原料若しくは肥料の品質に関係のある者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、工場、事業場、倉庫、船舶、車両その他肥料、肥料の原料若しくは肥料の品質に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは肥料、肥料の原料若しくは肥料の品質に関係のある者に質問させ、又は試験用に必要な最小量の肥料を集取させることができる。

2　農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センタ―に、国内管理人の事務所その他その業務に関係がある場所に立ち入り、関係者に質問させることができる。

3　農林水産大臣は、第一項の規定により立入検査をする職員に、第三十条第一項若しくは第二項の規定に違反する事実があると認めるとき、又は第三十条第一項若しくは第二項の規定に違反する事実があるかどうかを確認するため必要があると認めるときは、肥料の取締り上必要な最小限度において、肥料を集取させることができる。

4　前三項の規定により立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5・6　（略）

7　第三十条第一項又は第二項の規定に違反した場合における第一項の規定による立入検査等については、前条第五項及び第六項の規定は第一項の規定による収去について、それぞれ準用する。